品川区私立保育所産休等代替職員費助成要綱

制定	昭和５４年　１月１２日	区長決定
改正	昭和５４年　８月　２日	
改正	昭和５５年　６月１６日	
改正	昭和５６年　８月２１日	
改正	昭和５７年　５月１３日	
改正	昭和５９年　７月１０日	
改正	昭和６０年　４月　１日	要綱第 198 号
改正	昭和６０年　７月２０日	要綱第 288 号
改正	昭和６１年１２月　３日	要綱第 50 号
改正	昭和６２年　３月２７日	要綱第 12 号
改正	昭和６２年　６月１０日	要綱第 42 号
改正	昭和６３年　６月　３日	要綱第 26 号
改正	平成　元年　８月１４日	要綱第 47 号
改正	平成　２年　７月３０日	要綱第 54 号
改正	平成　３年　７月１１日	要綱第 51 号
改正	平成　４年　６月３０日	要綱第 61 号
改正	平成　５年　８月１２日	要綱第 60 号
改正	平成　６年１０月１２日	要綱第 70 号
改正	平成　７年　９月２７日	要綱第 70 号
改正	平成　８年　９月１０日	要綱第 66 号
改正	平成１０年　９月　４日	要綱第 73 号
改正	平成１２年１０月１３日	要綱第 130 号
改正	平成１３年１２月２１日	要綱第 4 号
改正	平成１７年　２月２３日	要綱第 6 号
改正	平成１８年　２月　５日	要綱第 6 号
改正	平成３０年１１月　１日	要綱第 190 号
改正	平成３１年　３月２７日	要綱第 59 号
改正	令和　元年１０月１６日	要綱第 319 号
改正	令和　３年　８月　６日	要綱第 276 号
改正	令和　３年１２月２３日	要綱第 356 号
改正	令和　５年　１月１７日	要綱第 4 号
改正	令和　５年１１月　９日	要綱第 181 号
改正	令和　６年１０月１６日	要綱第 348 号
改正	令和　８年　１月２９日	要綱第 253 号
改正	令和　８年１１月１９日	要綱第 246 号

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第４項の規定に基づいて設置された品川区内の私立保育所（以下「保育所」という）の職員が出産または傷病のため、長期間にわたり継続して休業を必要とする場合において、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を保育所の設置者（以下「設置者」という）が臨時的に任用したときに、区がその所要経費の全部または一部を助成することとし、もって、職員の母体の保護または専心療養の保障を図りつつ、保育所における児童の処遇を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

（１）産休職員　保育所の職員で、出産のため休業する者をいう。

（２）病休職員　保育所の職員で、傷病のため休業する者をいう。

（３）産休代替職員　産休職員の職務を行うために臨時的に任用された者をいう。

（４）病休代替職員　病休職員の職務を行うために臨時的に任用された者をいう。

（５）産休等職員　産休職員または病休職員をいう。

（６）産休等代替職員　産休代替職員または病休代替職員をいう。

（産休等代替職員の任用）

第３条　産休等代替職員を任用する期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

（１）産休代替職員の場合（以下「産休の場合」という。）

産休職員が産前の休業を始める日から、その日から起算して 16 週間（多胎妊娠の場合は 24 週間）を経過する日までの期間内において、設置者が定める期間

なお、産前産後の期間については、産前８週間（多胎妊娠の場合は 16 週間）および産後 10 週間を超えないものとする。

（２）病休代替職員の場合（以下「病休の場合」という。）

病休職員が、傷病のため、14 日以上(休日等を含む。)の療養を必要とする場合において、病休代替職員を任用した日から、その日から起算して 180 日（休日等を含まない。）を経過する日までの期間内において、病休職員が休業を継続する期間。

２　産休等代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、所定の資格を有する者から任用しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育所において児童の保護に直接従事した経験がある者または保育士試験の科目の一部に合格した者を任用することができる。

（任用承認手続）

第４条　設置者は、産休等代替職員を任用する場合においては、その任用しようとする者の住所、氏名、任用予定期間、その他必要事項を記載した産休等代替職員任用承認申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、原則としてその任用する日の 10 日前までに、区長に提出するものとする。

（１）産休の場合

産休職員についての医師または助産婦が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書ならびに産休代替職員についての健康診断書、資格証明書の写しおよび本人の履歴書

（２）病休の場合

病休職員についての医師が発行する診断書ならびに病休代替職員についての健康診断書、資格証明書の写しおよび本人の履歴書

２　区長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、産休等代替職員を任用する要件を満たしていると認めたときは、産休等代替職員任用承認（却下）通知書（第２号様式）を当該申請を行った設置者に対して交付するものとする。

（費用の額および請求手続）

第５条　区長は、産休等代替職員として任用承認を行った職員に係る費用として、産休等代替職員がその任用期間の範囲内において保育所に勤務した日数に、次の表の左欄に掲げる職種の区分により右欄に掲げる日額単価（保育所が定められた単価より低い額で支出したときは、その低い方の額）を乗じて得た金額を設置者に助成する。

職　　種	**日額単価**	
保育士・看護師・調理員・栄養士	**令和８年４月１日から令和８年９月３０日まで**	**令和８年１０月１日から**
	９，８１０円（半日の場合は４，９１０円）	**１０，２４０円（半日の場合は５，１２０円）**
上記以外の者	**７，８５０円（半日の場合は３，９３０円）**	**８，２００円（半日の場合は４，１００円）**

２　設置者が前項に掲げる費用を請求するに当たっては、各月分についてその翌月に、または助成金額全額をその任用期間経過後に、産休等代替職員費請求書（第３号様式）に当該産休等代替職員の勤務日数と賃金の単価について記載のある賃金受領書の写しを添えて行うものとする。

なお、病休代替職員の費用を請求する場合には、病休職員および病休代替職員の出勤簿の写しも併せて添えるものとする。

（雇用関係がなくなったとき等の報告）

第６条　設置者は、産休等代替職員の任用承認を受けた期間中に産休等職員との雇用関係がなくなったときまたは産休等職員が就業したときは、速やかに産休等代替職員任用調書（第４号様式）により区長に報告しなければならない。

（状況報告等）

第７条　区長は、必要と認めるときは、助成した保育所に対し、その執行状況につき報告を求め、または調査を行うことができる。

（関係書類の整備）

第８条　この経費の助成を受けた設置者は、その経理を明確にし、関係書類を整備し、５年間これを保存しなければならない。

（返還命令）

第９条　区長は、設置者が偽りその他不正の手段により助成を受けたときおよび助成の目的以外に支出したときは､助成を受けた額の全部または一部を返還させることができる。

（消費税仕入控除税額の報告）

第１０条　設置者は、助成の完了後に消費税および地方消費税の申告により助成に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区私立保育所産休等代替職員費助成消費税仕入控除税額報告書（第５号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

２　区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

３　区長は、設置者が第１項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、助成の全部または一部を区に返還させるものとする。

（準用）

第１１条　助成に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和３９年品川区規則第４号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付　則

この要綱は､昭和 54 年１月 12 日から施行する。

付　則　（昭和 54 年８月２日改正）

この要綱は､昭和 54 年４月１日から適用する。

付　則　（昭和 55 年６月 16 日改正）

この要綱は､昭和 55 年４月１日から適用する。

付　則　（昭和 56 年８月 21 日改正）

この要綱は、昭和 56 年４月１日から適用する。

付　則　（昭和 57 年５月 13 日改正）

この要綱は、昭和 57 年４月１日から適用する。

付　則　（昭和 59 年７月 10 日改正）

この要綱は、昭和 59 年４月１日から適用する。

付　則　（昭和 60 年７月 20 日要綱第 288 号）

1　この要綱は、昭和 60 年４月１日から適用する。

2　この要綱による改正前の要綱の規定によって作成した様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、これを使用することができる。

付　則　（昭和 61 年 12 月３日改正要綱第 50 号）

この要綱は、昭和 61 年４月１日から適用する。

付　則　（昭和 62 年３月 27 日改正要綱第 12 号）

この要綱は、昭和 62 年３月 27 日から適用する。

付　則　（昭和 62 年６月 10 日改正要綱第 42 号）

この要綱は、昭和 62 年４月１日から適用する。

付　則　（昭和 63 年６月３日改正要綱第 26 号）

この要綱は、昭和 63 年４月１日から適用する。

付　則　（平成元年８月 14 日改正要綱第 47 号）

この要綱は、平成元年４月１日から適用する。

付　則　（平成２年７月 30 日改正）

この要綱は、平成２年４月１日から適用する。

付　則　（平成３年７月 11 日改正）

この要綱は、平成３年４月１日から適用する。

付　則　（平成４年６月 30 日改正）

この要綱は、平成４年４月１日から適用する。

付　則　（平成５年８月 12 日改正）

この要綱は、平成５年４月１日から適用する。

付　則　（平成６年 10 月 12 日改正）
この要綱は、平成６年４月１日から適用する。

付　則　（平成７年９月 27 日改正）
この要綱は、平成７年４月１日から適用する。

付　則　（平成８年９月 10 日改正）
この要綱は、平成８年４月１日から適用する。

付　則　（平成 10 年９月４日改正）
この要綱は、平成 10 年４月１日から適用する。

付　則　（平成 12 年 10 月 13 日改正）
この要綱は、平成 12 年４月１日から適用する。

付　則　（平成１３年 12 月 21 日改正）
この要綱は、平成 13 年４月１日から適用する。

付　則　（平成１７年 2 月 23 日改正）
この要綱は、平成１６年４月１日から適用する。

付　則　（平成１８年２月５日改正）
この要綱は、平成１７年４月１日から適用する。

付　則　（平成３０年１１月１日改正）
この要綱は、平成３０年１０月１日から適用する。

付　則　（平成３１年３月２７日改正）
この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

付　則　（令和元年１０月１６日改正）
この要綱は、令和元年１０月１日から適用する。

付　則　（令和３年８月６日改正）
この要綱は、令和３年８月６日から適用する。

付　則　（令和３年１２月２３日改正）
この要綱は、令和３年１０月１日から適用する。

付　則　（令和５年１月１７日改正）

この要綱は、令和４年１０月１日から適用する。

付　則　（令和５年１１月９日改正）

この要綱は、令和５年１０月１日から適用する。

付　則　（令和６年１０月１６日改正）

この要綱は、令和６年１０月１日から適用する。

付　則　（令和８年1月２９日改正）

この要綱は、令和７年１０月３日から適用する。

付　則　（令和　年　　月　　日改正）

この要綱は、令和８年１０月１日から適用する。

（第１号様式）

※第　　号

産休等代替職員任用承認申請書

産休等職員	（ふりがな） 氏名	年　月　日生　歳	職種	
	出産予定日 （病休開始日）	年　月　日	傷病名 （病休の場合）	

産休等代替職員	（ふりがな） 氏名	年　月　日生　歳	性別	男・女
	住所			
	任用する職種	資格取得 年　月　日	年　月　日	
	職種の有無	資格がある　　資格がない		
	任用予定期間	1　産休の場合（単胎妊娠・多胎妊娠） 産前の休業を始める日から起算して　週間 自　年　月　日 至　年　月　日 日間 2　病休の場合 病休代替職員を任用する日から起算して 自　年　月　日 日間 至　年　月　日 ただし、この期間内において産休等職員の雇用関係がなくなったとき、又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間		
	上記のとおり就業することを承諾します。 年　月　日 氏名			

申請日の属する月の初めの施設の状況	定員	措置人員等（うち３歳未満児数）	地域区分	職種					計
	人	人	特別区 特甲地 甲地、乙地、丙地	現員 （うち女子の数）	人 （　）	人 （　）	人 （　）	人 （　）	人 （　）

上記のとおり産休等代替職員の任用について承認申請をします。

年　月　日

殿　　所在地
施設種別及び施設名
施設設置者

承認却下通知	審査
年　月　日 通知書第　号	適　（理由） 否

（第２号様式）

※第　　号

産休等代替職員任用承認（却下）通知書

氏　名	年　月　日生
職　種	
任用予定期間	1　産休の場合(単胎妊娠・多胎妊娠) 自　年　月　日 産前の休業を始める日から起算して　週間　至　年　月　日 日間 2　病休の場合 自　年　月　日 病休代替職員を任用する日から起算して　日間 至　年　月　日 （ただし、この期間内において産休等職員の雇用関係がなくなったとき、又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間）
資　金	任用予定期間の範囲内で勤務した１日につき　円（うち援護費　円） 〃　〃　半日につき　円（　〃　円）
概　要	

年　月　日付けで申請のありました貴施設が産休等代替職員を任用することについて、上記のとおり決定しましたから通知します。

第　　号
年　月　日

局　長
区市町村長　　㊞

施設設置者　　殿

経由機関名	

（第3号様式）

産 休 等 代 替 職 員 費 請 求 書

年　月　日第　号で任用の承認のありました産休等代替職員賃金の　年　月分をその任用期間が経過しましたので次のとおり請求します。

年　月　日

品 川 区 長　様

所 在 地
施 設 名
施 設 設 置 者

請 求 金 額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

産代替休職等員	(ふりがな) 氏　名	（　年　月　日生　歳）		職　種		性　別	男・女
	住　所						
産職休等員	(ふりがな) 氏　名	（　年　月　日生　歳）		職　種		傷病名 (病休の場合)	
	性　別	男・女	出産予定日	年　月　日	出　産　日 (産休・病休開始日)	年　月　日	

承認された任用予定期間　①	施設が実際に任用した期間　②	費用負担の対象となる期間　③	左の期間中施設に勤務した日数　④	補助単価　⑤	請　求　額（④×⑤）　⑥
1 産休の場合 産前の休業を始める日から換算して 週間 自　年　月　日 至　年　月　日 日間 (単胎妊娠・多胎妊娠)	自　年　月　日 至　年　月　日	自　年　月　日 至　年　月　日	全日　日 半日　日 計　日	全日　円 半日　円	全日　円 半日　円 計　円
2 病休の場合 病休代替職員を任用する日から起算して 自　年　月　日 至　年　月　日 日間	自　年　月　日 至　年　月　日	自　年　月　日 至　年　月　日	全日　日 半日　日 計　日	全日　円 半日　円	全日　円 半日　円 計　円

（第4号様式）

産休等代替職員任用調書（施設名　　）

<table>
<tr><td rowspan="2">産休等職員</td><td>（ふりがな）
氏名</td><td colspan="2"></td><td>職名</td><td></td><td>職種</td><td></td><td>資格取得年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日生
歳</td><td colspan="2">傷病名
出産予定年月日
（病休開始日）</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">産休等代替職員</td><td>（ふりがな）
氏名</td><td colspan="2">男
女</td><td>資格</td><td>資格の名称
取得年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日生
歳</td><td colspan="2">従事した職種</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">任用した期間</td><td colspan="8">自　年　月　日　至　年　月　日　週間（　日間）</td></tr>
<tr><td>賃金</td><td>日額単価
半日単価</td><td colspan="2">円
円</td><td>就業日数</td><td>全日　日
半日　日</td><td>受領金額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="9">上記のとおり就業したことを申し立てます。
年　月　日
氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経費等</td><td>施設種別</td><td colspan="2"></td><td>施設名</td><td colspan="5">都私立
区</td></tr>
<tr><td>賃金単価</td><td colspan="2">日額　円
半日　円</td><td>就業日数</td><td colspan="2">全日　日
半日　日</td><td>支給総額</td><td colspan="2">円</td></tr>
</table>

上記のとおり産休等代替職員を任用したので報告します。

第　　号

年　月　日

殿

施設設置者

第５号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

品川区長　あて

設置者住所
設置者名（法人名）
施設・事業所名
（所在地　　）
代表者氏名

品川区私立保育所産休等代替職員費助成消費税仕入控除税額報告書

年　　月　　日付　　第　　号により交付決定を受けた品川区私立保育所産休等代替職員費助成のうち、品川区私立保育所産休等代替職員費助成要綱第１０条第１項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

１．確 定 申 告 年 月 日

２．決　　算　　期　　間

３．消費税および地方消費税の申告の有無

４．仕入控除税額の計算方法

５．消費税および地方消費税
　の 仕 入 控 除 税 額　　金　　円

※積算根拠となる資料を添付してください。